

JA 淡路日の出「サンライズ食農教育支援」の概要

1・目的

この支援は、地域において食農教育活動に取り組む団体に対して、その活動を支援することを目的として設置しています。

2・対象活動

- ① 農業体験（植付け・収穫等）
- ② 地元食材を使った料理教室・コンテスト
- ③ 食農に関する研修会・講演会等
- ④ その他、この支援金を交付するに相応しいと、JA 淡路日の出において認めた活動

3・対象団体

- ① JA 淡路日の出管内に所在する学校
（保育園・幼稚園・小学校）
- ② 上記管内に所在する地域の団体
（子ども会・女性会・農業団体など）
- ③ 本支援からの助成の必要性が認められないものや、営利を目的とする団体の活動は対象外となります。

4・支援金額と支援対象範囲

- ① 1 団体 1 事業に限り支援申請とします。
- ② 支援金額は総事業費に対して 5 万円を限度として支援します。
- ③ 支援対象範囲は資材費、材料費、謝礼金、委託料、印刷製本費、通信運搬費、会議費など。
（人件費・日当等は除く）ただし、会費・参加費、その他収入があれば、総事業費から差し引きます。
- ④ JA 淡路日の出のサンライズ食農教育支援金以外から支援金・助成金等を受けられる場合は申請できません。
（例）JA 淡路日の出「サンライズ食農教育支援」と JA バンク兵庫「環境保全教育応援事業助成金」
同一活動を両方へ申請できません。
- ⑤ 同一活動に対して、2 団体からの重複した請求はできません。

5・対象活動期間

令和 2 年 4 月 1 日～令和 3 年 3 月 31 日の期間に実施される活動。

6・支援申請期間

令和 2 年 4 月 1 日～令和 2 年 9 月 30 日までに申し込みください。
期日厳守でお願いします。

7・支援申請から支援金支払いまでの流れ

- ① 支援金申請：JA 淡路日の出「サンライズ食農教育支援」申請書（様式 1 号）を上記期間内に最寄りの支店・事業所に提出ください。
- ② 支援先決定：審査においてその取り組みが決定されれば、決定（認定）通知書を当該団体に送付します。
※（申請団体による対象活動の実施）
- ③ 支援決定：支援対象活動終了後、速やかに所定の JA 淡路日の出「サンライズ食農教育支援」活動実施報告書（様式 2 号）を最寄りの支店・事業所へ提出ください。活動内容や資金活用が支援申請どおりか審査します。
- ④ 支援金支払い：指定口座に支援金を振り込みます。

8・支払い決定の取り消し

支援団体が下記に該当する場合、支援金の全部または、一部を取り消します。

- ① 虚偽その他不正な手段により支援の決定を受けたとき。
- ② 支援金を目的以外の用途に使用したとき。
- ③ 前各号のほか、支援の内容・目的に違反したとき、又は JA 淡路日の出の意向に従わなかったとき。

9・支援先及び活動内容の報告

支援先（団体名）及び活動内容については JA 広報誌等で報告させていただきます。

* 2019 年度は、13 小学校・1 保育所・1 地域団体からの申請がありました。

応募先及びお問い合わせ先

淡路日の出農業協同組合

（事務局）総務部企画課

〒656-2131 淡路市志筑 3112-14

TEL 0799-62-6200

FAX 0799-62-6345

